

多摩川水系河川整備計画 【大臣管理区間編】の変更について

令和7年3月13日

河川整備基本方針

H12.12.19 多摩川水系河川整備基本方針策定

R 5. 3.13 多摩川水系河川整備基本方針(変更)

長期的な河川整備の最終目標

定める事項(河川法施行令第10条の2)

○当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

○河川の整備の基本となるべき事項

- ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
- ・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係わる川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川法第16条

河川整備基本方針
の案の作成・変更

意見聴取

河川整備基本方針
の決定・公表

(一級河川の場合)
社会資本整備審議会

(二級河川の場合)
都道府県河川審議会
都道府県河川審議会がある場合

河川整備計画

H13.3 多摩川水系河川整備計画策定
H29.3 多摩川水系河川整備計画(変更)

河川整備基本方針に沿って定める中期的な具体的な整備の内容
(計画対象期間:20~30年程度)

定める事項(河川法施行令第10条の3)

○河川整備計画の目標に関する事項

○河川の整備の実施に関する事項

- ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- ・河川の維持の目的、種類及び施工の場所

河川法第16条の2

河川整備計画の
案の作成・変更

意見聴取

学識経験を有する者
(多摩川河川整備計画
有識者会議)

意見を反映させるために必要な措置

関係住民

意見聴取

河川整備計画の
決定・公表

(一級河川の場合)
関係都道府県知事

(二級河川の場合)
関係市町村長

河川工事、河川の維持

(変更の方針)

多摩川水系の歴史的な川と地域の関係を踏まえつつ、気候変動の影響により増大が予想される洪水氾濫等の災害から地域住民の生命、財産、生活を守るとともに、都市に残された水と緑のオアシスとして、かけがえのない自然の恵みを享受し、次世代により良い資産として継承するべく、関係機関や流域住民等と連携しながら「治水」「環境」「利用」が調和した川づくりに取り組む

【治水】

- 整備計画目標流量は、気候変動を考慮し設定し、流量増加に伴う必要な対策を行う
- 土丹河床への対応として、モニタリングを継続的に実施しながら、土丹の物理特性の科学技術的な解明を進めるとともに、河川生態系の保全や河道の二極化抑制のための高水敷切り下げ、土丹の露出に起因した著しい洗掘箇所の埋め戻しなど、広く分布する土丹に起因する課題への総合的な対策を講じていく
- 流域治水対策について記載(支川合流点処理)
- 洪水による災害の発生の防止にあたっては、土砂動態の把握を行い、河川環境とも調和しつつ、治水対策を加速化させる

【環境】

- 治水対策と環境の創出を一体的に行うことを基本とし、併せて、河川環境についても目指すべき姿を具体的に位置づける
- 「多摩川河川環境管理計画」の見直しなどのフォローアップを行いながら、バランスの取れた自然環境の保全と秩序ある利用を図る
- 多摩川流域の自然的、社会的状況を踏まえ、土砂動態にも考慮しながら、生態系ネットワークの形成にも寄与する河川環境の保全と創出を図る
- 多摩川における多自然川づくりや、砂礫河原・干潟等の創出、かわまちづくりや水辺の楽校等の取組に限らず、多摩川流域において健全なる水循環系の確保として自治体等が行う雨水貯留浸透対策の強化や森林整備等により、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取組を推進する

【利水】

- 河川整備基本方針(R5.3)で定めた正常流量を確保することを明記
- 更なる水循環系の改善に向けて、流域自治体、関係機関が一体となって、多摩川流域の健全な水循環系の維持等に係わる取組にあたり、水流に関する流域の現状や抱える課題、その要因等について調査・研究及び検討を進めていく

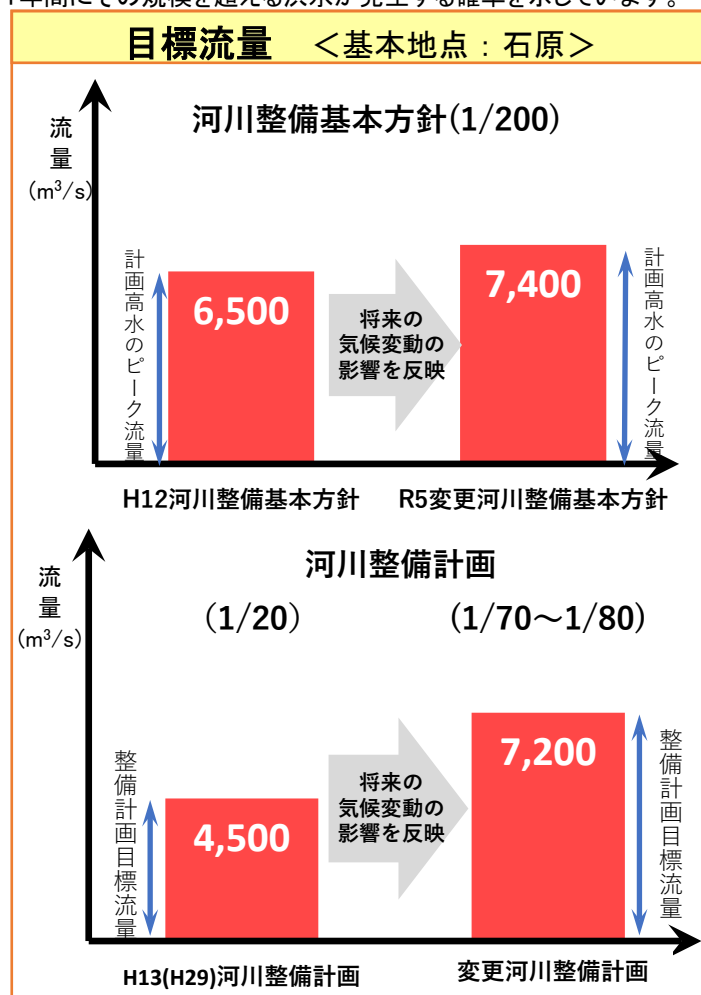
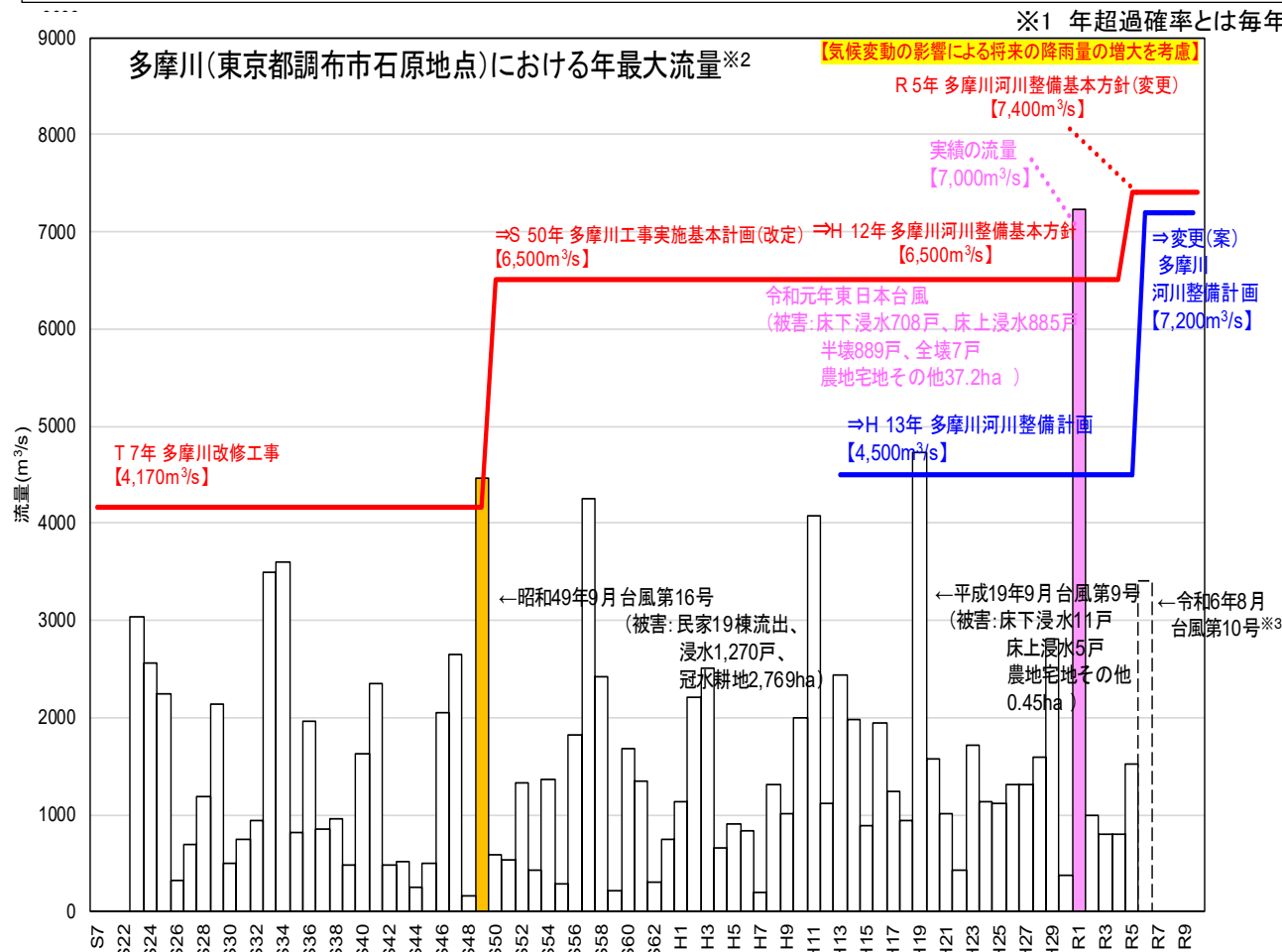
【維持管理】

- 河川利用を計画的に行うために「多摩川河川環境管理計画」に基づき、施設管理者及び占用者に対して許認可時に適切な指導を行う
- デジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進し、新技術の開発や活用とあわせ、河川の整備・管理全体の高度化・効率化に努める

多摩川水系河川整備計画の目標(案)について

- 洪水に対しては、我が国の社会経済活動の中核を担う東京都・神奈川県を流れる多摩川の氾濫域には、人口・資産が高度に集積していることから多摩川の重要性を考慮して、目指す安全度の水準は、気候変動により予測される将来の降雨量の増加等を考慮した年超過確率※1 1/70～1/80とし、流域からの流出特性や流下特性をふまえ、基準地点石原において河道整備において対象とする流量を7,200m³/sとして、洪水を安全に流下させることを目的とする。
- 降雨量が予め定めた基準を超えると予測された場合には、流域内にある小河内ダム等において、協定に基づく事前放流を行い、一時的に洪水調節機能を強化する。

※1 年超過確率とは毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率を示しています。



※2 年最大流量は実績降雨を用いてダム無し・氾濫無しの場合に下流に流れてくる洪水流量

※3 令和6年の数値については、速報値のため、変更となる可能性があります。

関係住民等

学識者会議

関係都県市区町村

第4回 有識者会議 (令和6年10月31日)

- これまでのおさらいと整備計画変更のポイントと整備計画策定までの流れ

第5回・第6回 有識者会議 (令和7年1月17日・3月5日)

- 多摩川水系河川整備計画の現状と課題
- 多摩川水系河川整備計画の目標
- 多摩川水系河川整備計画の骨子

<次回有識者会議開催に向けて調整中>

有識者会議

- 多摩川水系河川整備計画(原案)について

河川整備計画(原案)に対する 関係住民等意見聴取

- 意見の聴取(メール・はがき)
- 公聴会の開催

第1回 関係都県会議 (令和7年1月14日)

- 多摩川水系河川整備計画の現状と課題
- 多摩川水系河川整備計画の目標
- 多摩川水系河川整備計画の骨子

関係都県会議

- 多摩川水系河川整備計画(原案)について

多摩川水系河川整備計画(大臣管理区間) 変更(案)の作成

関係都県知事からの意見聴取
関係省庁との協議

多摩川水系河川整備計画(大臣管理区間) 変更 の策定・公表

現時点